

平成30年度第1回川口市廃棄物対策審議会議事録

平成30年度第1回川口市廃棄物対策審議会	
1 開 会	
2 挨拶	
会長挨拶	
部長挨拶	
議事録署名人選任 渡辺マサ子委員が指名される。	
議題（1）事業系ごみの排出者に対する調査権及び指導権の強化について	
事務局から、資料に基づき説明。	
委員	適正なごみ処理を行わない事業者を、どのようにして特定するのか。過料はいくらにするのか。優良事業者、罰則を受ける事業者の公表は考えているのか。
事務局	事業者を訪問し、どのように処理しているか現地で確認している。過料は、地方自治法では上限が5万円以下と定められている。パブリック・コメント等参考にして設定する。事業者の公表は考えていない。
委員	罰則の設定を、過料から罰金にすることは想定しているか。
事務局	罰則は、過料を考えている。
委員	事業者とは、何をもって事業者といわれるのか。線引きがないと言いつ争いになるのではないか。条例に明記するべきではないか。
事務局	廃棄物処理法上では、営利を目的とする者だけではなく、公的に事業を行うなど反復継続的に活動するものを事業者としている。今回の改正は、ルールに違反して公衆衛生等に影響を及ぼす事業者に対して厳しく対応するという趣旨のため、既存の条例の兼合い等含め、明記するのは厳しい。
委員	町会内では、「事業者とはなんだ」という小さなことから始まり、あそこの店も出しているとか、ここの店のごみは汚い等、事業者すべてが一緒になってしまう。他との兼合いがあると聞いたが、区切りを

	つけていただかないと不安が残る。
議長	この改正内容について、先行して行っている自治体はあるのか。
事務局	把握している限りでは、先行して行っている自治体はない。
議長	全国先駆けとなる。条例の整備はしっかり行っていただきたい。
委員	第31条改善命令の条文「期限を定めて」とあるが、どのぐらいを想定しているのか。
事務局	改善に要する期間となるため、内容に応じて異なる。許可業者との契約が確認できない場合は、数週間から1ヶ月。保管場所の設置については、数週間を想定している。
委員	勧告、命令、罰則（過料）を行うことは、裁判所は関係するのか。市の対応となるのか。
事務局	勧告、命令、罰則（過料）は市で完結する内容である。罰則（罰金）になると、警察、裁判所が関係してくる。
委員	保健所との連携はあるのか。事業者が飲食店の場合、営業許可の申請を保健所に出す必要がある。もし生ごみを放置することがあれば、衛生面からの周知徹底・指導が必要ではないか。
事務局	保健所の営業許可更新にあたり、一般廃棄物収集運搬業許可業者と契約をしていないからといって、更新を認めないということとはできない。連携については、保健所が行う営業許可更新事業者に対する講習会において、4月～2月までの12回、約700事業者に対し、事業系ごみの出し方についての指導を行う予定である。新規事業者に対しては、保健所窓口において、事業系ごみの出し方リーフレットを配布して周知している。
議長	条例改正に至った背景を、ごみ対策の実態を踏まえ教えて欲しい。
事務局	西川口駅周辺に限って話すと、本来家庭系ごみしか出せない、一般ごみ・資源ごみステーションに、同じような袋に入った大量の生ごみや同じ種類の大量のびんなどが排出され、明らかに家庭から排出される量ではなく、事業系ごみと思われるごみが多く排出されている。
委員	一般ごみステーションに、明らかに事業者のごみと思われるものが置かれることがある。町会で防犯カメラを設置したところ、4分の1以下に減った。しかし、防犯カメラの映像は誰でも見られるものでは

	なく、事業者のごみを見つけても、どこの事業者なのか確認ができない。町会に1人か2人責任者を配置し映像を見られるようにして欲しい。
議長	ステーションに出されたごみ袋を、法令上開けることはできるのか。市の職員は調査できる権限を持っているのか。
事務局	廃棄物処理法に基づく調査権であるが、ごみはプライバシーの問題もあるので、実際の運用として明らかに家庭用のステーションに事業系ごみと分かるものについては、一度持ち帰り事務所で開封し確認している。家庭系のものについては、開封していない。今回の条例改正では発想を転換し、出てきたごみではなく、排出元を調査して、正していく趣旨である。
委員	問題となっている事業所は、飲食店、製造業など、どの業種が割合として多いのか。
事務局	割合は不明だが、飲食店が多い。
委員	飲食店が多いということであれば、公衆衛生上の問題がでると思うので、その問題が出たときに新設の罰則を適用するのが良いのではないか。
事務局	罰則は、公衆衛生・生活環境に影響が多い地域に対し調査を行い、その中で出てきた悪質な事業者に対し適用し運用するものである。
委員	行政職員の立場上、市民から様々な意見をもらうが「罰則はあるのか、罰金はとられるのか」という意見をよく聞く。条例が改正され過料が設けられることによって、ある程度の違反行為に対する重石になることが期待される。
議題（2）その他	
事務局から、資料に基づき「川口市戸塚環境センター施設整備基本計画」について説明。	
委員	埋設廃棄物対策について、敷地内に約12万立方メートル埋設廃棄物があるとなっているが、工事範囲内における適正処理はどのようにして行うのか。
事務局	東棟を解体した範囲にある埋設廃棄物については、適切に掘削し処理する予定である。既存の施設がある範囲については廃棄物を取り除くことはできないので対策には入っていない。今回工事を行うことによ

	って、今ある鉛等が外部へ流出・飛散しないように対策する。現状、地下水を通じての外部流失はないので、周辺への影響はないと考えている。
委員	埋設廃棄物は一般廃棄物なのか、焼却後の燃え殻なのか
事務局	当時の家庭から収集した一般廃棄物と、一部灰も埋まっている状況である。
委員	これは、汚染土壌なのか。廃棄物なのか。
事務局	廃棄物と考えている。
委員	埋設廃棄物の調査方法と、概算事業費が倍額になってしまった経緯を教えて欲しい。
事務局	調査方法は、ボーリング調査である。事業費については、地域還元施設、埋設廃棄物対策事業に係る費用が加わったため、大幅に増えている。
委員	他自治体では、焼却施設数を減らすところもある。川口市は年々ごみ量が減っているが、施設数、施設規模の縮小は考えているのか。
事務局	施設規模の縮小は考えている。施設数については、施設トラブルに備えるため、2施設を維持したい。
その他、ごみ処理施策に対する意見について。	
委員	「なぜ分別しなくてはいけないのか」ということを、改めて周知する必要があると思う。分別のお願いだけでなく、分別の必要性について分かってもらえるようにしてもらいたい。
議長	以上で第1回廃棄物対策審議会を閉会する。
閉会 (15:00)	